

令和3年6月25日

総合政策局 物流政策課
内閣官房小型無人機等対策推進室

「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0」を公表 ～ドローン物流の社会実装を推進します～

国土交通省では、ドローン物流の社会実装をより一層推進していくため、「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において、ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象とすることを念頭においた手引きとして「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0」を取りまとめました。

1. 背景

物流機能の維持は、ユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題であり、特に過疎地域等においては、輸配送の効率化のためにドローン物流に注目が集まっています。

このような中、今後、ドローン物流の社会実装をより一層推進していくためには、ドローン物流に関する課題を抽出・分析し、その解決策や持続可能な事業形態を整理することが必要です。

国土交通省では、省内に設置した「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において、ドローン物流事業の導入時等における課題に対する対応方針等を検討し、今般、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0」を取りまとめました。なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況の変化を踏まえ、適時適切に見直しを実施する予定です。

注) 2021年3月に法令編として「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 1.0(法令編)」を公表済

2. ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0の主な内容

第1部 社会実装編

- ・利用者視点を踏まえた事業コンセプトの構築
- ・検討・実施体制の整備
- ・サービス内容、採算性確保
- ・安全の確保 等

第2部 法令編

- ・航空法に基づく安全の確保 等

<添付資料>

- ・ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0 (本文)
- ・ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 2.0 (概要)

【問い合わせ先】

総合政策局 物流政策課 吉井、齋藤、脇田
代表：03-5253-8111 (内線 53-344、53-324)
直通：03-5253-8799